

(別添)

令和2年度及び令和3年度甘味資源作物生産性向上緊急対策事業のうちかんしょ生産性向上緊急支援事業

【審査基準：かんしょ重要病害虫対策事業】

- ・本事業における審査項目（採点基準）及びポイントは下表のとおりとする。
- ・応募団体等ごとに採点（ポイント化）し、補助金交付候補者を選定する。
- ・審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、過去3カ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消があった応募団体については採択しないものとする。

審査項目	評価の観点	ポイント配分 (満点)
1 成果目標ポイント	<p>現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の成果目標の中から1つ以上選択することとし、複数選択した場合は、最も高いポイントを採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加 30%以上・・・10ポイント 25%以上30%未満・・・8ポイント 20%以上25%未満・・・6ポイント 15%以上20%未満・・・4ポイント 10%以上15%未満・・・2ポイント ・重要病害虫が発生したほ場面積割合を10%以上削減 90%以上・・・10ポイント 70%以上90%未満・・・8ポイント 50%以上70%未満・・・6ポイント 30%以上50%未満・・・4ポイント 10%以上30%未満・・・2ポイント 	10 ポイント
2 重要性ポイント	<p>被害の大きさに応じてポイントを付与。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害が著しいほ場の有無及びかんしょ作付ほ場面積のうち被害発生ほ場面積が占める割合 <p>被害が著しいほ場が存在しかつ被害発生ほ場面積が占める割合が50%以上・・・20ポイント</p>	20 ポイント

	<p>被害が著しいほ場が存在しかつ被害発生ほ場面積が占める割合が 30%以上 50%未満 ・・・17 ポイント</p> <p>被害が著しいほ場が存在しかつ被害発生ほ場面積が占める割合が 10%以上 30%未満 ・・・14 ポイント</p> <p>被害が著しいほ場が存在しかつ被害発生ほ場面積が占める割合が 10%未満 ・・・11 ポイント</p> <p>被害が著しいほ場が存在せずかつ被害発生ほ場面積が占める割合が 50%以上 ・・・8 ポイント</p> <p>被害が著しいほ場が存在せずかつ被害発生ほ場面積が占める割合が 30%以上 50%未満 ・・・5 ポイント</p> <p>被害が著しいほ場が存在せずかつ被害発生ほ場面積が占める割合が 10%以上 30%未満 ・・・2 ポイント</p>	
3 加算ポイント		
① 複数の取組	<p>・事業の内容のうち 4 つ以上の取組を実施する場合 ・・・5 ポイント</p>	5 ポイント
② 効果の高い取組	<p>・事業の内容のうち、「ほ場の残渣処理」、「トンネル栽培等早期栽培の推進」又は「薬剤の散布」の取組を実施する場合 ・・・5 ポイント</p>	5 ポイント
③ 苗対策の取組	<p>・事業内容のうち、「ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用」と「苗及び苗床の消毒」の両方を実施する場合 ・・・3 ポイント</p>	3 ポイント